

筆界特定の手続に関する通知

下記１の筆界特定の手続について、不動産登記法第１３６条第１項及び同法第１４０条第１項の規定に基づく下記２の関係人に対する下記３の通知を、同法第１３６条第２項及び同法第１４０条第６項の規定により準用する同法第１３３条第２項の規定により掲載する。

令和８年７月１０日

神戸地方法務局筆界特定登記官

記

１ 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和８年 第６９号

対象土地 兵庫県明石市二見町福里字池之下５８４番２

兵庫県明石市二見町福里字池之下５８４番４

２ 関係人の名称

大年神社（代表役員 中嶋邦弘）

３ 通知をすべき事項

- (１) 筆界特定の手続に係る実地調査の実施及び意見聴取等の期日の開催の通知
- (２) 上記(１)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。